

平成26年度第2回 愛知県都市計画審議会

平成26年11月21日（金）午後3時00分

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 坂部哲也）】

まだ中村委員が到着されておりませんが、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから平成26年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっております山田健太郎でございます。

本日は、平成26年度第2回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございました。

この建物に来るときに皆さんお通りになったと思いますが、愛知県庁舎が昭和13年に建設されまして、今度、国の重要文化財になるという答申が出ておるといいます。隣の名古屋市庁舎は昭和8年でございますか、こういった息の長いことがやはり都市計画審議会でも求められているのかなと、いつもそういう気持ちでやらさせていただいております。

委員の皆様には、議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたしまして、私の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 坂部哲也）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方に異動がございましたので、御紹介申し上げます。お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました東海農政局長の水間史人委員でございます。

以上でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により会長が務めることになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき議事録署名者として、志水暎子委員、石塚吾歩路委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

早速ですが、審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「尾張都市計画道路の変更について」及び第2号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」の2議案でございます。

それでは、第1号議案「尾張都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

**【都市計画課主幹 八田陽一】**

都市計画課主幹の八田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第1号議案「尾張都市計画道路の変更について」、説明いたします。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は1ページから2ページ、図面は図面番号1から4でございます。

なお、委員お二人につき1台用意いたしましたモニターにも図面を表示いたしますので、併せて御覧ください。

お手数ですが、図面番号1の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面の右下にあります本県全体を表した広域図におきまして、赤色で着色した春日井市中央部を示すものでございます。

図面左下においてオレンジ色の丸印で表示しておりますのが春日井市役所、その右側にJR中央本線春日井駅が位置しております。また、図面中央において左上から中央下にかけて紫色の実線で示しております道路が東名高速道路、図面中央には春日井インターチェンジがございます。

今回御審議をお願いする案件は、図面中央で東名高速道路に並行している赤色の実線及び点線を表示しております都市計画道路3・3・2号北尾張中央道と、この北尾張中央道と春日井インターチェンジの周辺で交差する3・2・3号国道19号線、また、図面左側から東名高速道路をくぐり、北尾張中央道と交差する3・4・34号小牧春日井線の3路線で、このうち、赤色の実線が変更を予定している区間でございます。

次に、図面番号2の計画図を御覧ください。

この図は、東名高速道路の春日井インターチェンジ周辺を表しております。図の左上から右下にかけて東名高速道路とほぼ並行に走っている路線が北尾張中央道、図の右上から左下にかけて赤色と黄色で表示している路線が国道19号線です。

現在、北尾張中央道につきましては、黄色の実線で示す位置に計画されており、国道19号線との交差点は、画面で表示しております青色点線の丸印の位置に設けられております。現計画の交差点と春日井インターチェンジとの離隔は約150mと非常に近接しており、交通が錯綜する状況となっております。また、北尾張中央道は暫定の2車線で供用しており、未整備であるため、朝夕のピーク時には1km近くの渋滞が発生しております。

そこで今回、インターチェンジとの離隔を十分にとり、安全で円滑な交通処理を図るため、交差点位置を図面の右上に約300mずらし、交差点位置を青色実線の丸印で表示する位置へ変更するものでございます。これに伴いまして、北尾張中央道の線形につきましても、地元が中心となって進めている周辺のまちづくり計画と整合を図りつつ、赤色実線で示す位置に変更いたします。

また、現決定では、北尾張中央道の本線が国道19号線の上を通過する立体交差の計画となっておりますが、国道19号線の直進方向が主たる交通となっており、また、図面右上側、岐阜方面に向かって丘陵地となっている地形的条件を総合的に勘案して、今回、国道19号線の直進方向を高架構造とする形に変更いたします。

図面番号3の参考図（イメージ図）を御覧ください。

この図は、国道19号線を高架構造としたイメージ図になります。図面中央の小牧から瀬戸方向の道路が北尾張中央道、多治見から名古屋方向の道路が国道19号線です。国道19号線の本線部4車線が北尾張中央道の上を通過しており、北尾張中央道は国道19号線の側道部と平面の交差点で接続しております。

次に、図面番号4の参考図（断面図）を御覧ください。

この図は、今回の変更に係る道路の幅員及び幅員の構成を示しており、図面中央が北尾張中央道、図面の右側が国道19号線となっております。

北尾張中央道につきましては、国道19号線より西側の区間の標準部について、歩行者・自転車空間を確保するため、幅員23mから23.25mに変更いたします。また、国道19号線との交差点部におきまして、現決定の高架構造から平面交差構造に変更するとともに、小牧方面から国道19号線の名古屋方面への右折交通に対応するため、小牧側に2車線の右折帯を設ける計画としております。更に、歩行者、自転車が安全に通行できるよう、立体横断施設の設置が可能な幅

員を確保するため、幅員を現決定の39mから国道19号線の西側で44.25m、東側で41mに変更するものでございます。

国道19号線につきましては、北尾張中央道より南側が8車線で幅員36m、北側が6車線で幅員30m、平面構造で都市計画決定されております。今回の変更では、名古屋一多治見間の直進方向を高架構造とするとともに、国道19号線の名古屋方面から北尾張中央道の瀬戸方向への右折交通に対応するため、2車線の右折帯を設ける計画としており、北尾張中央道より南側は幅員36mから48mに、北側は幅員30mから45.5mに変更いたします。

お手数ですが、再度、図面番号2の計画図を御覧ください。

図面左側から中央にかけて赤色と黄色で表示している路線、小牧春日井線につきまして説明いたします。

小牧春日井線につきましては、北尾張中央道を終点とする路線ですが、今回、北尾張中央道が北へ移動することに伴い、小牧春日井線の終点位置を約360m延伸し、幅員につきましても、周辺の土地利用や事業性を考慮して、幅員20mから標準部の幅員を16.5m、交差点部の幅員を17.5mに変更するものでございます。

また、小牧春日井線の終点部に続く緑色の実線で示しております路線は、3・4・237号東山大泉寺線でございます。小牧春日井線の終点部から国道19号線と立体交差し、北尾張中央道へつながるこの道路は、地区内で発生集中する交通を円滑に処理するため、市の決定として春日井市が新たに追加するものでございます。

県決定に関するこれらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成26年8月22日から9月5日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項に基づき、春日井市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】**

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

**【委員（愛知学院大学教授 田中淳子）】**

1点教えていただきたいと思えます。

3・4・34号小牧春日井線についてですけれども、今回変更するというのは点線のところだけですね。終点から延ばすところだけですよね。赤いところ全部ということですか、終点から始点まで。

【都市計画課主幹 八田陽一】

変更するところは、ルートといたしましては延長するところだけなんですけれども、幅員的には赤色実線のところすべてを変更させていただきます。

【委員（愛知学院大学教授 田中淳子）】

では、点線のところから幅員が20mから16.5mになるとかいうわけではないですよね。

【都市計画課主幹 八田陽一】

はい。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますでしょうか。

【委員（愛知学院大学教授 田中淳子）】

もう一点。その際、ここを通っているのは住宅地のようにお見受けするんですけれども、歩道が狭くなっていることと駐車帯が全くなくなっているということは、住民の交通利用についてとか問題ないということでしょうか。

【都市計画課主幹 八田陽一】

駐車帯がなくなることについては、駐車帯がその使用目的といたしまして、主に商店街とか、沿道に張りついている部分の、停車してちょっと買い物に行くとか、短時間での荷おろし、そういった目的でございます。主に沿道に商店が張りついているような場所で必要になるものでございます。ですから、ここにつきましては、そういった沿道に商店が張りついているという状況でもございませぬし、住宅等がございませぬけれども、そういうことも勘案いたしまして、駐車帯のない形に変更させていただいております。

【委員（愛知学院大学教授 田中淳子）】

どうもありがとうございました。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決をとりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

岡崎市の説明を求めます。岡崎市建築指導課長さん、お願いします。

【岡崎市建築指導課長 尾野忠典】

岡崎市建築部建築指導課課長の尾野でございます。よろしくお願いいいたします。

第2号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」、御説明いたします。

議案書は5ページから7ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号5から7をお願いいいたします。

本案件は、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請概要につきまして御説明いたします。

申請者は、株式会社山鈴興業、代表取締役、鈴木幸治。名称は、(仮称)山鈴興業丹坂工場。敷地の位置は、岡崎市丹坂町字尾古根16番1ほか7筆。敷地面積は、3,438.47㎡でございます。処理施設は、がれき類の破碎が1日あたり367.2tの処理能力となっております。建築物は、事務所棟及び破碎施設棟の2棟で、延べ面積の合計は152㎡でございます。申請者は、建築物の解体工事業を行っており、工事現場から排出される解体廃材を市内の別の敷地において選別しております。

このたび、産業廃棄物の処理及び再資源化の効率化を図るため、建設工事に伴い発生する産業廃棄物を建設資材に処理する施設を新たに計画しましたところ、破碎施設の処理能力が1日あたり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

続きまして、図面番号5の総括図を御覧ください。

図面右上の丸印で示した建設地と書かれたところが敷地の位置でございます。

当該敷地は岡崎市の北部に位置し、岡崎市役所から北東に直線距離で約6.8kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号6の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。

敷地の南側には幅員8.76mの県道長沢東蔵前線が位置しております。周囲の状況は、北側、東側、西側は山林、南側は隣地に資材置き場、県道を挟んで産業廃棄物の最終処分場となっております。

次に、図面番号7の計画図を御覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示したもので、赤枠が敷地の外周、黄色で塗りつぶした部分が建築物でございます。敷地への出入り口は黒い三角印で表示しており、南側の幅員8.76mの県道長沢東蔵前線を使用する予定でございます。敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に則した調査を実施し、騒音、振動、粉じんなどはすべて環境保全に関する法令等の基準をクリアしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

**【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】**

ちょっと詳細についてお伺いしたいと思います。

まず、コンクリートの塀をやられるということなんですけれども、高さ、どのぐらいの塀をつくれる予定なのかを教えてください。

**【岡崎市建築指導課長 尾野忠典】**

塀の高さにつきましては、コンクリート製のものが3mでございます。

**【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】**

3mというのかなりの高さになると思います。これが主な粉じん対策というふうに理解してよろしいでしょうか。

**【岡崎市建築指導課長 尾野忠典】**

主には騒音対策ということでございますが、粉じんにも当然対処できているというふうに考えております。

**【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】**

3mあれば、かなりの粉じん対策、防音にはなると思います。

それと、もう二点ほどですけれども、もう一つは排水ですね。計画図の図面番号7に水路へ

放流とございます。排水対策というのが、これでは建築物の解体工事から出たものを破砕するがれき類とありますけれども、その排水というのがどの程度出て、どの程度処理された上で水路、この近くに川が流れているのか水路なのかわかりませんが、ちょっとその辺の排水対策をどのようにお考えかを教えてください。

【岡崎市建築指導課長 尾野忠典】

排水につきましては、まずは敷地内の側溝に落としまして、それを水路に排出するという形になっておりますので、その経路の中でますなどにとりあえずたまと、それを掃除するというような計画になっております。

【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】

水路へ流して、ますへたまって、それを掃除するというのは、ちょっと若干気になるんですけど、やはり最終に出すところでもう一遍排水処理をされたほうがいいのではないかなというふうに思いますけど、その点についての御計画がおりかないかを教えてください。

【岡崎市建築指導課長 尾野忠典】

今の計画ですと、敷地内の側溝に水を流して、その側溝から流れた中でますにたまって、それから水路という順番になっておりまして、特にその辺で問題はないと考えておりますが、また、今後、操業までに公害に対する協定を結ぶことになっておりますので、その中でまた考えていきたいというふうには考えております。

【委員（愛知県議会議員 峰野 修）】

ぜひその点をしっかりと御指導いただきたいということを要望して終わります。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

ほかに御質問、御意見もないようでございますので、採決をとりたいと思います。

第2号議案につきまして、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で議案の審議を終了いたします。ありがとうございました。



この後、事務局から委員の皆様にご報告がございます。

東海太田川駅周辺地区についてでございます。経緯と申しましては、20年、30年かかっている形で、20年、30年前に都市計画決定されたものがどのように今変わってきているのか、あるいは最初の予定を考えていたことがうまく実現されているかどうかというようなことも含めて、たまたま東海太田川駅周辺地区について御報告いただくということでございます。

それでは、都市整備課長、お願いします。

【都市整備課長 水野 貢】

愛知県都市整備課長の水野でございます。

本日の報告事項、東海太田川駅周辺地区について御報告いたします。

本地区は、平成3年の都市計画審議会において可決いただき、連続立体交差事業につきましては昨年度完了し、現在、周辺の土地区画整理事業を実施している地区でございます。

お手元に報告資料を配付しておりますが、まずはモニターの画面を御覧ください。

東海太田川駅周辺地区は、名古屋の南、東海市に位置し、名古屋の中心から20km圏内にあり、名鉄太田川駅を中心とした地区でございます。

本地区では、連続立体交差事業を昭和の時代から進めており、第1期として、平成5年度に完了した名鉄常滑線、第2期として、平成12年度に完了した名鉄河和線、第3期として、今回報告します名鉄太田川駅を中心とした名鉄常滑線及び名鉄河和線を実施しており、3期にわたり連続立体交差事業を実施してまいりました。

また、この連続立体交差事業に併せ、図の中心、黄色に着色した区域で土地区画整理事業も実施しております。

次の写真ですが、お手元の報告資料1ページ目、右側の写真と同じものでございます。

スライドの左上は、本計画が策定されたころであります平成元年の東海太田川駅周辺地区の航空写真です。スライド右下は、連続立体交差事業の終了に近い平成21年の同地区の航空写真です。この航空写真を見比べていただきますと、赤丸付近を見ていただきますと、土地区画整理事業が始まる前の住宅密集地において、土地区画整理事業が進むにつれて道路が整備され、計画的なまちづくりが進んでいる様子がうかがえます。

次の資料ですが、お手元の報告資料の2枚目の左側のものと同じ資料でございます。

これは、平成3年都市計画決定時の都市計画総括図です。①が建替え前の名鉄太田川駅です。②が名鉄太田川駅駅前広場予定地の写真です。③が都市計画道路太田川駅北線の踏切部における渋滞状況の写真です。④が都市計画道路太田川駅前線の予定地でございます。

次に、同じ資料の右側を御覧ください。

こちらは、平成25年の都市計画総括図でございます。①が完成後の名鉄太田川駅です。旧駅舎は平面構造でございましたが、鉄道高架事業により3階建ての高架駅となっております。②は、平成27年4月開設予定の日本福祉大学東海キャンパスの整備状況です。新設される看護学科、美浜キャンパスから移転する経済学科や国際福祉関係学科、総勢約1,700名の学生が学ぶキャンパスになる予定です。③が平成27年10月ごろに完成予定の駅西地区市街地の再開発ビルです。店舗を始め、文化施設や共同住宅などが入居する予定です。④は、駅の東側で土地区画整理区域内に誘致された商業施設でございます。⑤は、都市計画道路太田川駅前線の完成後の写真です。本路線は、従前狭い道路でしたが、連続立体交差事業により踏切が除却されるとともに、土地区画整理事業により拡幅され、東西に分断された太田川駅周辺地区の一体化に寄与しました。⑥は、太田川駅東側の50m歩道で、七夕まつりやウインターイルミネーションなどのイベントがなされる空間となっております。

次の資料はお手元にはございませんので、モニター画面を御覧ください。

モニターの右上の写真は、鉄道高架完了後、平面道路の整備を進めておりました太田川駅北線が先月後半に工事完了した状況です。

次に、下の2枚の写真は、平成24年3月25日にとり行われた鉄道の高架化及び駅前広場、50m歩道の完成記念式典の状況です。式典には大村知事も出席し、また、地元の協力を得て山車も並ぶなど、式典を盛り上げた状況です。

このように東海太田川駅周辺地区では、事業開始から十数年が経過し、駅を中心に都市施設が整備され、徐々に新しいまちが形成されつつあります。

以上、東海太田川駅周辺地区の報告でございます。

**【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】**

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

1つだけよろしゅうございますか。こういう都市計画、23年前につくられているわけですが、今見てみて、あの時こうしておけばよかったとかという、そういう反省点はございませんでしょうか。何かお話を聞いていると、すべてうまくいっているようにいつも聞こえるのでございますけれども。

**【都市整備課長 水野 貢】**

反省点だと思いますと、やはり時間がかかったというのが正直なところでございます。都市計

画、平成3年に決定して、二十数年かかったわけでございます。その間、特に土地区画整理事業に関係いたします地域の方々は、住宅の移転等、特にここは、住宅移転の数が多いものですから、時間がかかる、また、仮住居に住まわれる、また、道路の位置が変わったりするという事で、まだ今、区画整理事業中でございますので、いまだ不便を生じているところもございます。そういう面で土地区画整理事業につきましても、何度も事業の計画変更をして期間延伸しておりますので、やはり計画した時点で何年度までにはやり切るぞというような覚悟、また、資金の確実な確保、そういうことを確実なものとした上で事業着手して、速やかな完了を目指せたらよかったなと今思っております。

以上でございます。

**【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】**

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようでございますので、報告事項につきましては終了いたします。ありがとうございました。

**【事務局（都市計画課課長補佐 坂部哲也）】**

ありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。

（閉会 午後3時36分）